

# 生活保護の水際作戦を許さない

発行：奈良県生活と健康を守る会連合会

生駒市俵口町 693-11 電話/FAX 0743-73-5034

## 第5回期日傍聴ありがとうございました

2016/11/8 第 5 回期日がありました。今回奈良市は、Hさんが30年近く通院している市内の診療所は電車代がかかり近隣の医療機関とはいえないことから医療機関の選定が誤っていると主張しています。批判を浴びた H20年の通知でさえ、福祉事務所管内の医療機関の通院を認めています。奈良市の主張は厚労省通達から逸脱していると考えられます。

## 大阪高裁が奈良地裁の証拠保全却下決定を

### 取り消し、審理差し戻し

Hさんが移送費について相談していた可能性がある期間約11か月間の保護課のケース記録が見当たりません。この件について原告から6月に証拠保全申し立てをしましたが、奈良地裁は2カ月後の8月に申し立てを却下。9月に抗告申し立て、3週間後の10月に大阪高裁が奈良地裁の証拠保全却下決定を取り消しました。大阪高裁は、隠蔽改ざんのおそれが認められないとした奈良地裁の判断を是認することはできない。…ケース記録にこのような長期間の空白があることは余りにも不自然といわなければならない…とっています。後日、証拠保全決定されましたが、空白期間のケース記録は見当たらないままでした。

**「生活保護が憲法25条の理念に沿って運用されているか  
ということは、この社会の成熟度を示す一指標である。」**

原告代理人弁護士による意見陳述 2016/1/19

第6回期日予定：1月17日(火)午後1時15分

**@奈良地方裁判所**

\*\*\*\*\*奈良市の通院移送費をめぐる訴えを知っていただくために通信を作りました。傍聴・裁判後の集会にご参加ください。支援者が増えると勇気づけられます！\*\*\*\*\*

通院移送費とは、生活保護受給者が医療機関等で診療を受けた場合などに必要最小限の交通費を支給する医療扶助のひとつ。医療へのアクセスを保障するためのもの。

#### 〈裁判にいたる経過〉

H22年厚労省が中核市等に対して、通院移送費について文書で周知するよう通達

H25 Hさんが通院移送費を申請

H26/7 奈良市が過去5年に遡及して医療移送費を支給するとHさんに通知。

H26/10 Hさんと生活と健康を守る会との懇談を経て、奈良市が移送費の周知文書を作成

H26/11 奈良市が5年遡及支給を取り消し。

H27/4 奈良市に公開質問状提出

H27/5 奈良県庁に審査請求書提出

H27/10 奈良地方裁判所に提訴

H28/1/19 第1回期日

H28/3/15 第2回期日

H28/5/24 第3回期日

H28/8/30 第4回期日

H28/11/8 第5回期日

ネットニュース「奈良の声」で詳しく紹介されています。

